

「(仮称) 滋賀県の契約に関する取組方針」の策定にかかる考え方について

1 取組方針の位置づけ

(仮称) 滋賀県の契約に関する取組方針は、滋賀県が締結する契約に関する条例が制定された場合、条例第6条第1項に基づき、基本理念にのっとり県の契約の推進を図るため、既の実施している取組や今後実施を検討する取組の方針について、体系化し取りまとめるもの。

県では、取組方針の内容を、契約の性質または目的に応じ、県の契約の締結または履行に際して適切に反映させることとする。

また、社会経済状況の変化に応じ、条例の基本理念の実現に向けて必要がある場合は、取組方針を見直すこととする。

2 取組方針策定手順

○各部局の次長で構成する「滋賀県契約の在り方検討委員会」において検討。

○適宜、議会に報告するとともに、条例制定後に設置する滋賀県契約審議会の意見を聴いたうえで県民政策コメントを実施し策定

3 骨子案

別紙のとおり

4 今後のスケジュール

10月1日 常任委員会報告(骨子案)

10月下旬 審議会

11月上旬 審議会

11月中旬 常任委員会報告(原案)

審議会

12月中旬 常任委員会報告(パブリックコメント案)

～1月中旬 パブリックコメント実施

3月上旬 常任委員会報告(パブコメ結果、取組方針案)

3月末 取組方針策定